

第33回草津市農業委員会総会
会 議 録

令和8年3月10日

第 3 3 回農業委員会（総会）

令和 8 年 3 月 1 0 日
午 後 1 時 3 0 分 から
市 役 所 行 政 委 員 会 室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 報告第 5 号
農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について（報告） … 1 件
- 第 3 報告第 6 号
農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の報告について（報告） … 2 件
- 第 4 議 第 4 号
農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 2 件
- 第 5 議 第 5 号
農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 3 件
- 第 6 議 第 6 号
農用地利用集積等促進計画（案）の決定につき、意見聴取することについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 1 件

1. 農業委員

・会議に出席した委員

1 番	奥村 厚夫	2 番	我孫子 利和	3 番	杉江 善博
4 番	角井 廣司	5 番	中島 春樹	6 番	中瀬 康夫
7 番	今井 修	8 番	田中 実	9 番	田中 治嗣
10 番	田中 廣之	11 番	中島 健一	13 番	奥村 次一

・会議に欠席した委員

12 番	木下 弥生	14 番	堀 祐子
------	-------	------	------

2. 農地利用最適化推進委員

・会議に出席した委員

1 番	辻 善一	2 番	田村 茂	3 番	中野 孝彦
4 番	山本 光作	5 番	佐山 末男	6 番	山岡 康一
7 番	平井 重己	8 番	山元 憲司	9 番	片岡 正春
10 番	一浦 秀樹				

3. 事務局

・会議に出席した職員

事務局長	相井 義博	参事	柳原 崇志	主査	湯村 亮太
------	-------	----	-------	----	-------

農林水産課

課長	西山 宜克	主事	三橋 優美
----	-------	----	-------

事務局長 では、只今から第33回草津市農業委員会 総会を開催します。
感染症対策として適宜、換気のため窓・扉の開放を行いますので、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。
その他、会議途中に、体調がすぐれず、発熱の疑いがある場合、無理せず、お申し出いただきますよう、併せてお願いします。
本日、12番 木下弥生委員と14番 堀裕子委員が欠席されておりますが、出席委員は14名中12名で、農業委員会に関する法律第27条第3項により、過半数の出席に達し、総会が成立しておりますことを報告します。
なお、推進委員1番 辻 善一委員は、ZOOMにより会議に出席いただいておりますことを報告します。
また、本日は傍聴の方はおられません。
議案説明については、個人情報関係から個人が特定されない表現で説明等を行いますので、御了承願います。

事務局長 では、農業委員会憲章の唱和を行いますので、ご起立願います。

(農業委員会憲章の唱和)

事務局長 ありがとうございました。
それでは、今井会長よろしく願いいたします。

会長 みなさんこんにちは。本日は第33回農業委員会総会ということで出席をいただきありがとうございます。さきほど事務局からも話がありましたが、先月の18日19日、1泊2日で卒業旅行ということで親睦を深めるために九州の福岡、佐賀方面に行ってまいりました。みなさん英気を養っていただいたのではないかと考えております。また、当日ご都合が悪く欠席された方におかれましては、参加者より心ばかりのお土産をお渡しさせていただいております。任期も残すところ4ヶ月ほどとなりましたけれども、しっかりと本来の職務に邁進していきたいと考えておりますので、みなさまよろしく願いいたします。

会長 ただいまから、第33回 草津市農業委員会総会を開会します。
本日の議事日程は、お手元に配布いたしました通りです。
では、これより日程に基づき、議事を進めます。
議事にかかる図面については、いつものようにタブレット端末で確認いただきますよう、お願いします。

会長 それでは、これより日程に入ります。
 日程第1会議録署名委員の指名を行います。
 会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、議席番号2番
我孫子利和委員、議席番号9番 田中治嗣委員、以上の兩人を指名いたします。

会長 日程第2報告第5号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告
について」番号1番の案件を議題とし、事務局より、報告事項の朗読と説明
を求めます。

事務局 報告第5号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について説明いた
します。

 この届出は、市街化区域内の自己使用目的に伴う転用です。

 今月の届出は、1件です。議案書は、2ページです。

 番号1番は、野路八丁目に住所を有する届出人が、露天駐車場及び露天資
材置場を目的として、届出人が所有する、野路八丁目地先の畑7筆計746
㎡を転用されようとするものです。

 隣地との境界は、コンクリートブロックを設置し、20～30cm程度の盛
土をされます。

 雨水排水は、敷地内にU字溝・雨水枡を設置し、西側道路側溝へ放流され
ます。

 隣接地は、道路および届出者の所有地であり、隣地承諾が必要な農地はご
ざいませぬ。

 なお、本届出につきましては、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第
6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については
問題ないものとし、番号1番は2月4日付にて専決規定に基づき、局長専決
により受理しております。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。

 発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発
言いただきますよう、お願いします。

 (質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第5号を終わります。

会長 次に、日程第3報告第6号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出

の報告について」番号1番と2番の案件を議題とし、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。

事務局

報告第6号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の届出は、2件です。議案書は、3ページです。

番号1番は、新浜町に事務所を有し、不動産業を営む法人こと、譲受人が、専用住宅を目的として、譲渡人が所有する、矢倉一丁目地先の登記地目田、現況畑1筆201㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

隣地との境界は、コンクリートブロックを設置し、最大で50cm程度の盛土を行います。

雨水排水は、届出地内に雨水枡を設置し、北側道路側溝へ放流される計画です。

隣接地は、田、宅地および道路であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

番号2番は、野路一丁目に事務所を有し、不動産業を営む法人こと、借受人が、露天駐車場として、貸渡人が所有する、矢倉二丁目地先の登記地目田、現況雑種地1筆604㎡を賃貸借にて転用されようとするものです。

届出地は、令和2年着工の滋賀県の河川流域防災工事の協力地として、届出人が提供され、県公共工事にかかる資材置場・車両置場として利用されていきました。

当初契約時は、工事の完了後に原状回復を行う予定でしたが、期間終了時には、労力不足等により農地の維持管理が難しいと判断し、原状のままで、県から返還してもらうこととされ、今回、経過書および誓約書を添付の上で届出がなされました。

隣地との境界は、既設のコンクリートブロックを流用し、道路高に合わせ、整地を行われます。

雨水排水については、敷地勾配を南側に向けて付け、申請地内南側の雨水枡を経由し、道路側溝を通じて放流されます。

隣接地は、田・雑種地・道路であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

なお、本届出につきましては、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問

題ないものとし、番号1番は2月2日付、番号2番は2月24日付にて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。
発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただきご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第6号を終わります。

会長 次に、日程第4議第4号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し許可をすることについて」番号1番と2番の案件を議題として、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。
この申請は、農地の権利移転・権利設定にかかる申請です。
今月の申請は、2件です。議案書は、4ページです。

番号1番は、下笠町に住所を有する譲受人が、同じく下笠町に住所を有する譲渡人が自己の所有する、下笠町地先の田2筆計561㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲受人は、規模拡大のため農地を探していたところ、規模縮小しようとする譲渡人と話がまとまり、今回申請をなされたものです。

栽培作目は、水稻を栽培される予定です。

番号2番は、大津市逢坂一丁目に住所を有する譲受人が、野村六丁目に住所を有する譲渡人が自己の所有する、下笠町地先の田1筆892㎡、畑1筆257㎡計1,149㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲受人は、農地を探していたところ、規模縮小しようとする譲渡人と話がまとまり、今回申請をなされたものです。

栽培作目は、水稻、季節野菜を栽培される予定です。

今回の各申請における、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率化要件については、1番は現在所有する農地についても耕作されており、取得後においても全ての農地を効率的に利用して耕作されるものと判断します。

番号2番は、営農計画書等で確認しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、各案件とも、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、各案件とも、生産組合長より同意をいただいております。

以上のことから、1番から2番までの案件につきましては、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

また、各許可申請につきまして、添付書類等を確認いたしましたところ、不備等はないものと考えますので、ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

会長 以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番と2番の案件につきましては、議席番号8番 田中実委員をお願いします。

8番 1番の案件についてですが、譲受人の方は北側の田を耕作しておられます。田中 今回申請された場所と一緒に水稻を栽培されるとのこと。問題ないということ。署名いたしました。

2番の案件につきましては新規就農ということで大津市の方です。距離がありますので、耕作を続けていけるか心配しておりましたが、農業について一から学んでおられ、やる気があるとのこと。問題ないということ。署名いたしました。今後地域でも見守りをしていきたいと思っております。

会長 これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。採決に入ります。

ただいま議題となっております議第4号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番と2番の案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第4号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番と2番の案件を原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第5議第5号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から3番までの案件を議題とし、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 議第5号農地法第5条第1項の規定による申請について説明いたします。
この申請は、市街化調整区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の申請は、3件です。議案書は、5ページです。

番号1番は、山寺町に住所を有する譲受人が、貸露天駐車場を目的として、譲渡人が所有する、山寺町地先の田1筆1,157㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

申請地を利用される会社は、近接地に本社および製造工場があり、隣接地に59台の駐車スペースを確保されておりますが、既に利用率は100%とのことであり、既存の駐車場を利用できない従業員には、公共交通機関での通勤を依頼している状態であることから、今回、新たに38台分の駐車場を整備される計画となっております。

隣地との境界は、U字溝を設置し、隣接地と高低差ができないように20cm前後の盛土をされます。

雨水排水については、基本浸透式で対応されますが、余剰水は申請地内に設置するU字溝を経由し、西側道路側溝へ放流されます。

隣接地は、田、雑種地および道路であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書、通帳の写しおよび貸駐車場として利用する旨の誓約書の添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当し

ないことから許可相当と考えます。

番号2番は、京都市に住所を有する譲受人が、専用住宅の建築を目的として、譲渡人が所有する矢橋町地先の田1筆198㎡を、売買にて取得し、転用されようとするものです。

隣地との境界には、L型擁壁を設置されます。また、道路高に合わせ、最大で50cm程度の盛土を行われます。

雨水排水は、申請地内北側に雨水枡を設け、北側道路側溝に放流する計画となっております。

隣接地は、宅地および道路であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、申請地から500m以内に、淡海医療センターおよび認可保育園があることから、公益的施設の整備状況が一定程度に達している第3種農地と判断されます。

一般基準については、工事見積書、融資証明書および通帳の写しの添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

なお、本案件は開発許可と同時許可になります。

番号3番は、下笠町に住所を有する譲受人が、露天資材置場を目的として、譲渡人が所有する、下笠町地先の「田うち山林」という、稀な地目表示がなされ、地積についても、合計816㎡うち山林が122㎡と表記されている土地について、売買にて取得し、転用されるようとするものです。

農地と農地以外に区分しますと、田694㎡、山林122㎡になりますことから、田649㎡にかかる農地転用となります。

このような登記簿の表記になった理由を調べましたところ、当該地は、下笠町地先の旧草津川に隣接するところにあり、昔から民地の一部も草津川の土手となっていたようで、登記簿上「田内山林」という表示がなされていたようです。

今回、露天資材置場を整備するにあたり、土手部分は、造成することではできませんので、田の部分のみ転用するものです。なお、今回、分筆登記はされませんが、図面上での位置の特定ができるよう、図面の添付を受けております。

譲受人は、当該申請地の隣接地で、工務店および建築事業を行っており、工事やリフォーム事業の需要増加に伴い、資材置場の確保が必要となり、所有者と交渉していたところ、今回、話がまとまったため本申請をなされました。

隣地との境界については、既設のL型擁壁を流用し、隣接地と高低差がないよう30cm程度の盛土を行います。

雨水排水は、自然浸透で対応されます。

隣接地は、田、宅地および雑種地であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書および通帳の写しの添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

以上3件、添付書類等確認いたしましたましたが、不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長 以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番の案件につきましては、議席番号1番 奥村厚夫委員をお願いします。

1番 奥村 事務局から説明がありましたとおりです。2月15日現地確認を行いました。すでに申請場所のすぐ西側に駐車場がありますが、更に東側に貸露天駐車場を設けるといことです。隣地承諾も得られておりますので支障ないと判断いたしました。

会長 番号2番の案件につきましては、議席番号4番 角井廣司委員をお願いします。

4番 角井 2月16日、山本推進委員さんと現地確認を行いました。申請場所は、保育園と道路に囲まれた三角地の土地です。耕作が大変しにくい土地であります。農業用水および周囲に関しましても問題ないと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

会長 番号3番の案件につきましては、議席番号8番 田中実委員をお願いします。

8番 露天資材置場にされるということで、西側に工務店がありまして、東側の
田中 田はすでに露天資材置場にされておられます。拡張ということで今回申請を
されました。事務局からの説明のとおりでありまして、問題はないと判断い
たしました。

会長 これより、質疑に入ります。
発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただきご発言
いただきますよう、お願いします。

推進委員 3番の案件についてですが、こちらの山林の部分は造成されないのでしょ
一浦 うか。

事務局 山林部分は造成されず、木の伐採を行います。造成をされるのは、田の部
湯村 分になります。

会長 その他、御意見御質問はございませんか。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。
採決に入ります。ただいま議題となっております議第3号「農地法第5条
第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から3
番までの案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。
よって、議第5号農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をす
ることについて、番号1番から3番までの案件は原案のとおり決定いたしま
した。

会長 次に、日程第6議第6号「農用地利用集積等促進計画(案)の決定につき、
意見聴取することについて」を議題としますが、この案件については、農地
利用最適化推進委員 議席番号10番 一浦秀樹委員が当事者でありますこ
とから、農業委員会等に関する法律第31条に準じて、当該事案の審議開始
から終了まで退席していただきます。

関係事案終了後、入室していただきます。

(委員 退室)

会長 それでは、議第6号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定につき、意見聴取することについて」を議題として、農林水産課より議案の朗読と説明を求めますが、本件は、農用地利用集積等促進計画の案により、賃貸借・使用貸借の設定等を受けるものについて、市農林水産課から説明を受け、皆様からのご意見があれば、計画案に対する農業委員会の意見として集約したいと思います。

では、農林水産課の説明を求めます。

農林水産課 それでは、議第6号農用地利用集積等促進計画（案）について、説明させて
課長 いただきます。

こちらは、農地中間管理事業の促進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画（案）について、農業委員会の意見を求めるものです。

1ページ目は今回の農地利用集積等促進計画による面積の集計でございます。左上を御覧いただきまして、今回は全体で181筆、計243,114.98㎡の農地に利用集積等促進計画の申請がありました。

内訳といたしましては、田が、174筆で面積は236,681.98㎡、畑が7筆で面積は6,433㎡でございます。

続きまして、右の表に移ってください。設定後の累計数値となります。全体の合計筆数は2,882筆、面積は4,630,898.32㎡となっております。内訳といたしましては、田が2,805筆で、4,573,766.32㎡、畑が77筆で、57,132㎡です。

また、右端の表ですが、今回新たに促進計画を提出する予定の筆数を、設定期間別に集計したものとなります。3年未満が3筆、3年以上6年未満が56筆、6年以上9年未満が0筆、9年以上12年未満が119筆、12年以上が3筆、計181筆です。

農地の詳細につきましては2ページ目以降に掲載しておりますが、詳細な説明は省略させていただきます。

なお、9ページ目に掲載しております182番の筆につきましては、耕作者変更に伴い改めて権利設定がなされる農地の詳細でございます。

今回耕作者変更する農地については、すでに農地中間管理事業での権利設定がなされているものであるため、1ページ目の面積集計には計上しておりません。

以上で令和8年4月30日公告予定の、農用地利用集積等促進計画の内容についての説明を終わります。

御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

会長 以上で農林水産課の説明が終わりました。これから質疑に入ります。
ただいまの農林水産課の説明に対して、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗った上で、ご発言いただきますようお願いいたします。

6番 南山田町で、お一人の方が何筆も農地をお持ちなのですが、わたしは全く
中瀬 知らなかったもので、何か経過等分かっていたら教えていただきたい。

農林水産課 耕作者さんについてでしょうか。所有者さんについてでしょうか。
課長

6番 所有者さんについてです。
中瀬

農林水産課 ご質問頂きました所有者さんにつきましては、他に把握している内容はご
課長 ざいません。

事務局長 所有者様のご主人が亡くなられて相続をされたという話を聞いておりま
す。

会長 その他、御意見御質問はございませんか。

9番 草津市の農地の集積率は何%くらいでしょうか。
田中

農林水産課 本日総会終了後、地域計画の更新についてということで説明をさせていただきます。
課長

会長 その他、御意見御質問はございませんか。

(質問・意見なし)

会長 一部について意見がありましたが、意見が出揃ったようですので、これで
質疑を終結します。

会長 採決に入ります。ただいま議題となっております議第6号農用地利用集積等促進計画（案）の決定につき、意見聴取することについては、一部について意見を付し、その他は特に意見なしとする旨で、市長あて回答してよろしいか、賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長 挙手全員であります。
よって、議第6号農用地利用集積等促進計画（案）の決定につき、意見聴取することについては、一部について意見を付しその他は特に意見なしとする旨で 市長あて回答することで、決定いたしました。

会長 審議が終了しましたので、農地利用最適化推進委員 議席番号10番 一浦秀樹委員の入場を認めます。

（委員 入室）

8番 議第6号はこの内容にて了承しております。
田中 今地域計画を進めておまして、認定農業者のグループでエリアを決めて誰がどの場所を耕作するというこの話し合いをしています。農用地利用集積等促進計画の公告が4～5ヶ月に1回ということだったと思うのですが、タイミングを合わせて地域計画に繋いでいけるような取組をしていただきたいと思っています。この資料をわたしたちが見るのは、総会の1週間位前になります。わたしのエリアも今回8件の更新があります。これからの話し合いの場では、別の方という検討もどこかであるかと思います。中間管理機構は書類を揃えて申請するということだと思しますので、その前段階で農業委員会事務局、農林水産課、その地域の担い手で協議をする場を作っていたらと、集約が進んでいくのではないかと考えております。

会長 ただいま田中委員さんから発言がありましたが、農林水産課の方で何かありますでしょうか。

農林水産課 はい、貴重なご意見をありがとうございます。おっしゃる通り、タイミングをみてゾーニングが決まり次第周知をしていきたいと思っています。今具体的にいつからしますとは言えない状況であります。特に笠縫学区におきましては議論を深めているところでございます。また後ほど地域計画の更新のところで話をさせていただきたいと思っています。

こちらからよろしいでしょうか。

1月の農業委員会総会にていただいたご意見等について、ご報告させていただきます。

下笠町●●●●―●につきまして、いただいたご意見をもとに地権者と調整を行い、1月分の農用地利用集積等促進計画からは申請を取り下げることとなりました。

当該農地の今後につきましては、別の耕作者との貸借申請書をすでにご提出いただいております、手続きを進めているところでございます。

以上、報告とさせていただきます。

会長 ありがとうございました。

会長 以上で、本日の会議に付議された許可等の各案件は、すべて議了されたものと認めます。

閉会 14時35分

草津市農業委員会会議規程第19条

第2項によりここに署名する

令和8年3月

会 長 今井 修 _____

署名委員 我孫子 利和 _____

署名委員 田中 治嗣 _____